

第3号議案

リプレース案件系統連系募集プロセスの開始について (案)

第217回理事会においてリプレース該当性判断を行い、公表したリプレース対象廃止計画について、業務規程第91条（リプレース案件系統連系募集プロセスの開始）に基づき、開始公表に伴う準備が整ったことから、リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続「リプレース案件系統連系募集プロセス」を開始するとともに、別紙1のとおり開始を公表する。

1. リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：東京電力ホールディングス株式会社

供給計画届出日：2019年9月30日

廃止する発電設備：福島第二原子力発電所1、2、3、4号機

廃止する発電設備の最大受電電力：430万9千キロワット

廃止時期：2019年9月

2. リプレース案件系統連系募集プロセス開始の判断の根拠

送配電等業務指針第125条の報告（別紙2）により、発電設備の廃止および建設計画を確認したため。

3. 公表

本機関ウェブサイト上で、別紙1により、プロセスを開始した旨を公表する。

【添付資料】

別紙1：公表資料（案）新福島エリアのリプレース案件系統連系募集プロセスの開始について

別紙2：送配電等業務指針第125条に基づく報告（東京電力ホールディングス株式会社）

※別紙2は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）に基づき、外部秘（非公表）とする。

【参考】業務規程第90条

(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)

第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する（以下「リプレース」という。）か否かの判断（以下「リプレース該当性判断」という。）を行う。

- 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること
- 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。

三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。

ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。但し、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。

イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。

2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレース該当性判断のために必要な事項について確認を行う。

3 本機関は、第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。

- 一 リプレース対象事業者から提出される供給計画
- 二 前項の確認結果の内容
- 三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容
- 四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項

4 本機関は、リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表

する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)

第91条 本機関は、前条第4項に基づき公表したリプレース発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続(以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。)を開始する。

2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統(以下「プロセス対象送電系統」という。)を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。

3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。

4 本機関は、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも12か月以上確保する。

送配電等業務指針第125条

(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)

第125条 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、その旨を本機関に報告しなければならない。

2019年12月●日
電力広域的運営推進機関

新福島エリアのリプレース案件系統連系

募集プロセスの開始について

本機関は、2019年10月24日に当該リプレース対象廃止計画を公表しております。公表したリプレース発電設備について、リプレース案件系統連系募集プロセスの開始公表に伴う準備が整ったことから、新福島エリアにおいてリプレース案件系統連系募集プロセス（以下「本プロセス」といいます。）を開始いたしました。

本プロセスの概要につきましては、別紙をご参照ください。

＜プロセス対象送電系統及び廃止する発電設備の最大受電電力＞

プロセス対象送電系統：新福島変電所500kV母線以下の系統

廃止する発電設備の最大受電電力：430.9万kW

接続可能量：当該発電設備の廃止を踏まえた接続可能量については、別途募集要綱にてお示しいたします。

今後、本機関は、本プロセスの募集要綱を策定し、公表いたしますので、本プロセスへの参加を希望される系統連系希望者は、募集要綱にしたがって、本プロセスに応募ください。

[リプレース案件系統連系募集プロセスに関する問合せ先]

電力広域的運営推進機関

https://www.occto.or.jp/contact/replace_boshu-form.html

[リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表について]

http://www.occto.or.jp/access/replace_process/replace_haishi_keika_ku.html

以上

新福島エリアのリプレース案件系統連系募集プロセスの概要

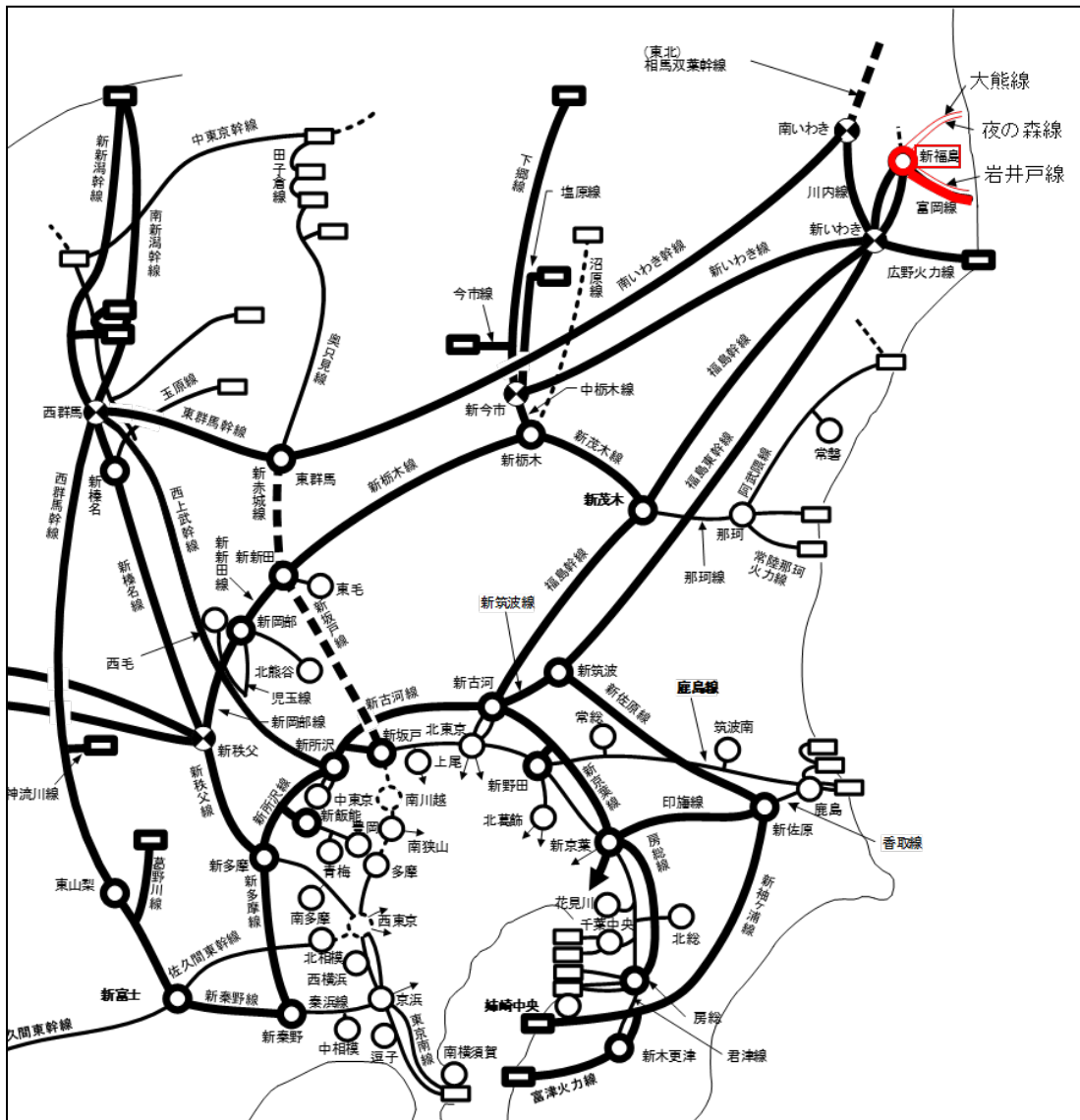
1. スケジュール

・検討中

スケジュールについては、募集要綱公表に向け、現在検討中のため、決まり次第、速やかに公表いたします。

2. 本プロセスの募集対象となる送電系統

プロセス対象送電系統：新福島変電所500kV母線以下の系統



上図の朱記設備への系統連系のご相談については東京電力パワーグリッド株式会社にお問い合わせください。

3. 本プロセスの募集対象となるエリア

募集対象となるエリアについては、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域外となります。

なお、当該エリアは電気事業法第24条の対応が必要となる場合があります。

参考：電気事業法第24条

一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般送配電事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

以上